三　取得をする見込みである租税特別措置法第六十四条の二第一項に規定する代替資産又は同法第六十五条の八第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産（第五号において「代替資産等」という。）の種類、構造、規模（土地等にあっては、その面積）及び価額
四　法第二十二条に規定する東日本大震災に起因するやむを得ない事情の詳細
五　代替資産等の取得予定年月日及び令第二十条に規定する認定を受けようとする日
六　その他参考となるべき事項

2　前項に規定する法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、令第二十条に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付請求書の記載事項等）

第九条　法第二十三条第四項において準用する法人税法第八十条第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　請求をする連結親法人の名称及び納税地
二　代表者の氏名
三　法第二十三条第一項に規定する還付所得連結事業年度の開始及び終了の日
四　その他参考となるべき事項

2　法第二十三条第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人については、法人税法施行規則第三十七条の九第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付の請求をする法人税の額」と、同令第三十七条の十一第一項第四号中「法第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）」とあるのは「法第八十一条の三十一（連結欠損金の繰戻しによる還付）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）」として、これらの規定を適用する。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第十条　令第二十四条第七項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
一　買換資産（令第二十四条第七項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する単体買換資産（第三号において「単体買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　法第十九条第一項（法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額
二　買換資産が令第二十四条第十五項の規定の適用を受けた買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額
三　買換資産が令第十九条第十五項の規定の適用を受けた単体買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額

2　法第二十七条第九項に規定する財務省令で定める事項及び法第二十八条第十七項において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第二十七条第七項又は第二十八条第九項に規定する連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
二　法第二十七条第七項又は第二十八条第九項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）
三　法第二十七条第七項又は第二十八条第九項に規定する分割承継法人等（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
四　法第二十七条第七項又は第二十八条第九項に規定する適格分割等の年月日
五　当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の種類、所在地及び規模（土地又は土地の上に存する権利（以下この条及び次条第一項第四号において「土地等」という。）にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日
六　当該取得をした資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得年月日
七　法第二十七条第七項（法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される法第二十七条第七項に規定する減額した金額及びその金額の計算に関する明細
八　その他参考となるべき事項

3　令第二十四条第十項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
一　買換資産（令第二十四条第十項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する単体買換資産（以下この号及び第三号において「単体買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　法第十九条第一項（法第二十条第七項において準用する場合を含む。）又は法第十九条第七項（法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定により当該単体買換資産につき法第十九条第十項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額
二　買換資産が令第二十四条第十五項の規定の適用を受けた買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（法第二十七条第十項（法第二十八条第十六項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に令第二十四条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）
三　買換資産が令第十九条第十五項の規定の適用を受けた単体買換資産である場合　同項の規定により計算された金額と同条第十六項の規定により計算された金額との合計額（法第十九条第十項（法第二十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に令第二十四条第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

4　法第二十八条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第二十八条第三項に規定する連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
二　法第二十八条第三項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）
三　法第二十八条第三項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号、第六号及び第八号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
四　法第二十八条第三項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日
五　譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日
六　分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日
七　法第二十八条第三項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額及びその金額の計算に関する明細
八　第六号の取得をする見込みである資産について分割承継法人等において適用を受けようとする法第二十七条第一項の表（次項第八号及び第六項第四号において「表」という。）の各号の区分
九　その他参考となるべき事項